

## 労災指定薬局申請提出書類一覧

労災保険指定薬局指定申請書

薬局開設許可証（写）

中国四国厚生局からの保険薬局指定通知書（写）

本申請時に未発行の場合は保険薬局指定申請書（写）（中国四国厚生局の受付印があるもの）を添付し、中国四国厚生局から通知書が届き次第写しを送付すること

薬剤師免許証（写） 管理薬剤師

指定・指名機関登録（変更）報告書 診機様式第22・23号  
診機様式第22号、第23号は両方とも提出してください。

○ 振込先金融機関の通帳の写し（口座番号・口座名義の記載ページ）

指定日（毎月1日付け）より、2～3週間前までに書類一式をご提出ください。

不明な点がありましたら、下記まで連絡してください。  
また、申請書類も下記あて提出してください。

**【連絡先】**

〒753-8510

山口市中河原町6-16 山口地方合同庁舎2号館

山口労働局 労災補償課

電話 083-995-0374

FAX 083-995-0377